



2022年5月23日

各位

会社名 株式会社コスモスイニシア
代表者名 代表取締役社長 高智 亮大朗
(コード番号 8844 スタダード)
問合せ先 取締役 専務執行役員 岡村 さゆり
経営管理本部 本部長
(TEL. 03-5444-3210)

**譲渡制限付株式報酬制度の改定及び取締役報酬額の変更並びに自己株式取得に係る事項の決定
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2022年6月28日開催予定の第53期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。また、本制度に基づく譲渡制限付株式交付のための自己株式を確保するため、自己株式を取得することとし、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、併せてお知らせいたします。

I 譲渡制限付株式報酬制度の改定及び取締役報酬額の変更

1. 本制度の改定の理由及び条件

(1) 改定の目的

当社は、2019年6月21日開催の第50期定時株主総会において、第4号議案「当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件」としてご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除きます。）（以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として本制度を導入しておりますが、今般、新たに5年間の中期経営計画を策定したことに伴い、本制度の内容を一部改定することといたしました。

(2) 改定の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月23日開催の第46期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、年額5億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内とし、また、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいております。さらに、当初決議において、当該報酬枠とは別枠で、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総額は年額

25百万円以内（ただし、最大で、3年分累計75百万円以内を一括して支給できるものとします。）、総数は年5万株以内（3年分累計の場合には15万株以内）とすることにつきご承認いただいております。

本株主総会では、当社の対象取締役に対する本制度に係る報酬枠を改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 改定後の本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額250百万円以内（ただし、最大で5年分累計125百万円に至るまで、複数回にわたって一括で支給できるものとします。）とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年7万株以内（一括で支給する場合は、最大5年分累計35万株に至るまで）といたします（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は当社の中期経営計画の対象期間に合わせて、発行又は処分の日から5年間までのうち取締役会が定める期間（ただし、交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後三月を超える期間とします。）とし、また、当社の中期経営計画の各事業年度終了時点及び最終事業年度終了時点における一定の業績条件の達成を、譲渡制限解除の条件とする予定です。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会決議により決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

3. 当社の執行役員等への適用

本株主総会において本制度の改定が承認されることを条件として、当社の執行役員（取締役を兼務する者を除く。）及び当社の子会社の代表取締役に対しても、改定後の本制度におけるものと同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

II 自己株式取得に係る事項について決議

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、上記のとおり、本制度を改定することとしましたが、改定後の本制度に基づき割当対象者へ交付する自己株式を確保するため、自己株式の取得をいたします。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	40万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.18%)
(3) 株式の取得価額の総額	200百万円(上限)
(4) 取得期間	2022年6月29日～2023年2月28日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付(自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を含む)

(ご参考) 2022年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	33,884,411株
自己株式数	26,808株

以上